

伊豆半島地域において 国税の税制特例が活用出来ます！

半島地域における税制特例とは、旅館業等を営む事業者が、半島の一定区域内でその事業に使用する機械等を取得等し、供用した場合に、5年間の割増償却ができる制度です。伊豆半島地域における市町では、機械等を平成29年4月1日以降に取得等した場合に、制度を活用できます。

- ※ 「旅館業等を営む事業者」とは、旅館業、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等をいいます。詳しくは裏面の対象業種をご覧ください。
- ※ 「一定の区域内」とは、伊豆半島地域の市町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆市、沼津市の一部（旧戸田村））が策定した「産業振興促進計画」に記載された地域をいいます。
- ※ 「機械等」とは、機械・装置、建物・附属設備、構築物をいいます。
- ※ 「取得等」とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替え）のための工事による取得又は建設を含みます。

特例の内容(所得税・法人税)

対象業種	旅館業 ・ 製造業			農林水産物等販売業 情報サービス業等
	個人、 資本金 1,000 万円 以下の法人	資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円 超の法人	
取得価額 取得要件	500 万円以上の 機械等の取得等	1,000 万円以上の 機械等の取得等	2,000 万円以上の 機械等の新增設	500 万円以上の機械等の 取得等（資本金 5,000 万 円超の場合は、新增設）
償却率	機械・装置……普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物……普通償却限度額の48%			
償却期間	5年			
留意事項	・産業振興促進計画の開始日(平成29年4月1日)以降の機械等の取得等が対象です。 ・特例措置を受けるためには市町長の確認が必要です。 ・取得価額は、補助金を活用して設備を取得した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象となります。			

対象業種

旅館業	○ホテル営業 ○旅館営業 等	
製造業	○木材・木製品製造 ○食料品製造 ○繊維製造 ○家具・装備品製造	○石油製品・石炭製品製造 ○金属製品製造 ○生産用機械器具製造 ○電気機械器具製造 等
農林水産物等販売業	○農畜産物・水産物卸売業 ○食料・飲料卸売業 ○野菜・果実小売業 ○食肉小売業 ○鮮魚小売業	○酒小売業 ○畜産食料品小売業 ○水産食料品小売業 ○パン・菓子小売業 等
	※「半島地域の市町」(表面参照)内で生産された農林水産物(当該農林水産物を原料等にした加工品等を含む)を、店舗において主に当該地域外の者に販売する事業が対象です。	
情報サービス業等	○情報サービス業 ○有線放送業	○インターネット附随サービス業 ○コールセンター業 等

※ 日本標準産業分類（総務省）を参考にしてください。

割増償却の効果

機械等を取得等して事業の用に供した事業年度より5年間、経費に通常の償却額に加え、割増償却額を算入することができるため、所得税額、法人税額を軽減することができます。

各市町の担当課（お問合せ窓口）

○沼津市	産業戦略推進室	電話番号:055-934-4744
○伊豆市	企画財政課	電話番号:0558-72-9873
○下田市	企画課	電話番号:0558-22-2212
○東伊豆町	企画調整課	電話番号:0557-95-6202
○河津町	企画調整課	電話番号:0558-34-1942
○南伊豆町	企画課	電話番号:0558-62-6288
○松崎町	企画観光課	電話番号:0558-42-3964
○西伊豆町	まちづくり課	電話番号:0558-52-1966

所得税、法人税の割増償却については、詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。